

※下線部が改正事項

持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議  
の開催について（改正案）

平成27年2月13日  
関係省庁申合せ  
平成29年3月 日  
一 部 改 正

1. 持続可能な開発のための教育に係る施策の実施について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	文部科学事務次官 環境事務次官
構成員	内閣官房内閣審議官 内閣府大臣官房総括審議官 <u>消費者庁次長</u> 総務省大臣官房長 外務省地球規模課題審議官 文部科学省国際統括官 農林水産省農村振興局長 経済産業省産業技術環境局長 国土交通省総合政策局長 環境省総合環境政策局長 オブザーバー 法務省人権擁護局長 厚生労働省政策統括官（労働担当）

3. 連絡会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議の庶務は、文部科学省及び環境省において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議 幹事会

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣府大臣官房国際室長

消費者庁消費者教育・地方協力課長

総務省大臣官房企画課長

外務省国際協力局地球環境課長

文部科学省大臣官房国際課長

農林水産省農村振興局農村政策部農村政策推進室長

経済産業省産業技術環境局 環境政策課長

国土交通省総合政策局環境政策課長

環境省総合環境政策局環境教育推進室長

オブザーバー

法務省人権擁護局人権啓発課長

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官